

当面の除染のフォローアップについて

1. 基本的な考え方

除染実施後のフォローアップについては、“除染の進捗状況についての総点検”（平成25年9月）において、以下の基本的な考え方を示したところ。

＜除染効果維持の確認＞

○現行除染終了後、住民の安心のため、必要な事後モニタリングを行って、除染効果の維持（*）を確認する。

注）「除染モデル実証事業後の空間線量率の推移について」（平成25年6月）において、除染後一定期間後にも除染の効果が維持されていることが確認されている。

＜フォローアップ＞

○新たに汚染が特定された地点（*）や仮に取り残しがあった場合には、放射線量の水準等に応じ、フォローアップの除染を行う。

（注）落葉や水の流れ道などで汚染されたものが移動することによって再度蓄積し、除染直後の測定値よりも相当程度線量が上昇することで周辺よりも空間線量が高くなっているなど除染効果が維持されていない地点を想定。

○フォローアップの除染の実施は、極めて多様な現場の状況を踏まえて判断する必要がある。このため、今後、除染が終了した市町村における事後モニタリングの結果等を踏まえて、考え方を示す。

2. 取組の現状

田村市の直轄除染において、事後モニタリングを実施しており、現在は結果の分析中。なお、住宅地についてのモニタリング結果（速報ベース）は10月に公表済み。

3. 関連する最近の動き

（1）「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月20日閣議決定）

関係省庁が連携して、総合的・重層的な防護措置を講ずる。具体的には、個人線量の把握・管理や、様々な被ばく低減対策、相談員制度の創設等について、関係省庁において、実施及び検討を継続し、これにより、住民の方々が帰還し、生活をする中で、個人が追加的に受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを引き続き目指す。

(2) 「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」(平成25年11月20日原子力規制委員会)

住民の帰還に向けた安全・安心対策の基本的な考え方の一つとして、個人が受ける被ばく線量に着目すること、住民の帰還に向けた取組として、住民の個人線量の把握・管理や住民の被ばく線量の低減に資する対策(例えば、詳細な環境モニタリングを通じた線量マップの策定や個々の市町村の状況に応じた復興の動きと連携した除染、個人線量の測定結果等を基に汚染源の把握、その汚染源の除去・清掃等、汚染の除去・清掃等が困難な場合は、遮蔽・改修等)、帰還の選択をする住民を総合的に支援する仕組の構築として、相談員の配置、相談員の活動を支援する拠点の整備等の必要性を提言。

4. 今後の進め方

(1) 事後モニタリング

計画に基づき、除染終了後、除染効果の維持を確認することを目的に、おおむね半年から1年後に事後モニタリングを実施する。

(2) フォローアップの除染

引き続き、除染が終了した自治体における事後モニタリングの結果等を踏まえ、以下の考え方をさらに整理する。

当面は、除染効果が維持されていない場合の原因を可能な限り把握した上で、計画に基づき、個々のケースにおいて、事後モニタリング結果や現場の状況に応じて、フォローアップの除染を実施することの合理性や実施可能性を判断することとする。

なお、その際は、除染以外の被ばく低減対策等の具体化の状況も注視する。また、個人線量の把握・管理等の検討、実施状況を踏まえつつ、除染の際に考慮する情報として個人線量を活用していく(例えば、個人被ばく線量にかかる長期的目標に照らし、フォローアップの除染の実施の際の合理性の判断や対象の範囲の設定に活用)。

また、フォローアップの進め方に関しての住民からの心配の声等にきめ細かく対応するため、市町村と連携し、除染のフォローアップに関する相談窓口を設置し、適切な対応を進める。